

平成25年11月26日

総務大臣
新藤 義孝 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成25年10月2日付け諮問第3058号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれらに対する考え方

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 ユニバーサルサービス制度に基づく交付金・負担金額の算定方法等について

<p>意見1 今回、認可申請されたユニバーサルサービス制度に基づく交付金・負担金額の算定方法等については、適切なものとする。</p>	<p>考え方1</p>
<p>今回、認可申請されたユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法は、省令に基づいた適切なものと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見2 交付金の交付及び負担金の納付に際しては、セキュリティ対策上、ネットバンクシステムの利用を差し控えるべきであり、また、仮に利用する場合であっても、必要なセキュリティ対策等が講じられるべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>「交付金の額及び交付方法の認可申請書」2(6)○5及び「負担金の額及び徴収方法の認可申請書」2(5)○5は、ネットバンクシステムを活用するとしています。</p> <p>しかし、ネットバンクシステムにおいては、不正引出し被害が多発しており、セキュリティ上問題があると思います。</p> <p>その上、ネットバンクシステムにおいて不正引出しがあった場合、通常補償されるのは個人に限られ、法人は対象外です。</p> <p>したがって、セキュリティ対策のため、ネットバンクシステムは利用しないこととするべきであり、仮に百歩譲ってこれを認めるとしても、マルウェア対策等のネットバンクシステムの安全な利用のために必要な万全の対策をとらなければならないこととするべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 基礎的電気通信役務支援機関の交付金の交付及び負担金の納付に係る銀行口座については、振込先が適格電気通信事業者及び自己の支援役務費用の口座に限定されているとともに、振込手続に係るシステム操作の認証強化等の措置が講じられていることから、ネットバンクシステムを活用するに当たり必要なセキュリティ対策は十分に講じられていると考える。</p>

2 ユニバーサルサービス制度の在り方等について

<p>意見3 加入電話に相当する光IP電話の普及状況等を把握し、その回線数等の情報を公開すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>平成25年6月28日に公表された「電気通信事業法施行規則の一部改正 ー情報通信行政・郵政行政審議会からの答申ー」において、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する光IP電話(以下「光による加入電話」といいます。)のタイプの追加が認められ、当該光による加入電話については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」</p>	<p>○ 制度に関する参考の御意見として承る。</p>

<p>といたします。)殿が、被災地や新興住宅地等のエリアに限定した形で提供を開始する旨公表しております。これら光による加入電話については、現行の基礎的電気通信役務の対象とならない光IP電話と区別して普及状況等を把握できるよう、回線数等の情報を公表して頂く必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	
<p>意見4 今後のユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、NTT東西のアクセス網に係る計画を明確にした上で、議論が行われるべき。</p>	考え方4
<p>ユニバーサルサービスについては、「「光の道」構想実現に向けた工程表」(平成22年12月24日発表)において、ブロードバンドアクセスのユニバ化を今年度以降検討する予定となっておりますが、NTT 東西殿は「PSTN のマイグレーションについて～概括的展望～」(平成22年11月2日発表)において、コア網のマイグレーションに係る具体的計画を公表したものの、ユニバーサルサービス制度に大きく影響するアクセス網におけるメタル回線の取扱い等については未だ具体的な計画が公表されておられません。ユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、これらのアクセス網に係る計画を明確にした上で議論を進めて頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>○ 制度の見直しに関する参考の御意見として承る。</p>